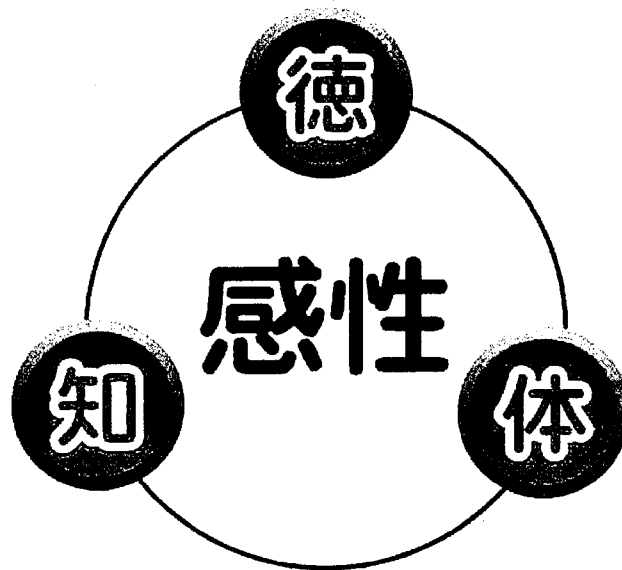


島根の教育で大切にしたいこと

新学習指導要領等の改訂に伴う教育課程の望ましい編成と実施
「島根県教育課程審議会答申」から



基本的な考え方

※感性とは、「ひと・もの・こと」に出会った時に、五感を通して得た感覚を自らの体験や経験につなげ、その意義や価値に気付く力

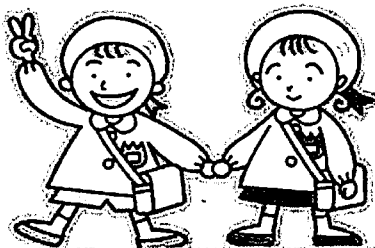
子ども一人一人の感性を基盤とした
確かな学力(知)・豊かな心(徳)・健やかな体(体)
をバランスよく育む。

島根の豊かな自然や歴史、文化、教育熱心な人々など
恵まれた教育資源を生かす。

教育活動の全体計画に沿った多面的・総合的な指導と、
教科等の特質に応じた重点的な指導の両面から
指導を工夫する。

島根県教育課程審議会答申は、「学習指導要領」及び「しまね教育ビジョン21」
の趣旨を踏まえ、島根の教育についての基本的な考え方を示したものです。

幼稚園



人とかかわる力

人とのかかわりの中で、自立の心や自分で行動しようとする態度を養う

- 幼児が教員や友達に認められていると実感できるような集団づくり
- 幼児が互いにかかわりを深められるような遊びの展開

規範意識

体験を重ねながら、よい行動やしてはいけない行動があることに気づくなど、規範意識の芽生えを養う

- 幼児自らきまりの必要性に気づくような様々な遊びや生活体験、協同する体験の重視

多様な体験

遊びの中で周囲の環境と積極的にかかわらせ豊かな感性や思考力の芽生えを養う

- 地域の「ひと・もの・こと」に五感を通してかかわることができる環境の構成
- イメージを膨らませ、言葉に対する感覚を養うための絵本や物語の読み聞かせの実施

健やかな心と体

健やかな心と体をはぐくむための基盤となる基本的な生活習慣の形成を図る

- 集団生活において必要な生活習慣の形成
- 食への興味や関心を高め、地域の食材など多様な食物を進んで食べようとする気持ちをはぐくむ食育の推進

特別な支援

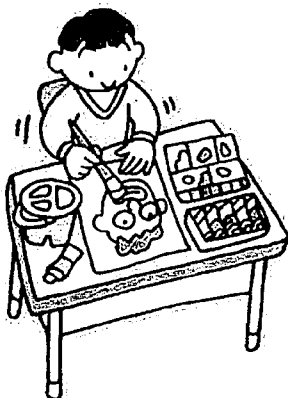
一人一人の幼児にしっかりと目を向け、適切な指導や支援を行い、幼児がもっている力を高める

- 組織的、計画的に幼児や担任を支える園内体制の確立と教職員の協体制作り
- 関係諸機関と連携を図り、「個別の教育支援計画」を作成・活用・評価し、一人一人の幼児に応じた適切な指導や支援

幼・保・小・中の連携

各校種の役割を果たし、次の校種へ円滑な接続が促されるように、互いの教育の内容と方法について理解を深める

- 幼・保・小・中学校で共通理解を図った生活習慣や学習習慣の到達目標を目指した一貫性のある指導の実践
- 教員の情報交換や交流、幼児児童生徒の交流の実施



公立幼稚園における幼児教育充実のための取組

島根県教育委員会

1. 島根の教育の重点

- 島根の教育で大切にしたいこと 「島根の教育の重点 幼稚園」
 - ① 人と関わる力
 - ・ 人とのかかわりの中で、自立の心や自分で行動しようとする態度を養う
 - ② 規範意識
 - ・ 体験を重ねながら、よい行動やしてはいけない行動があることに気づくなど、規範意識の芽生えを養う
 - ③ 多様な体験
 - ・ 遊びの中で周囲の環境と積極的にかかわらせ、豊かな感性や思考力の芽生えを養う
 - ④ 健やかな心と体
 - ・ 健やかな心と体をはぐくむための基盤となる基本的生活習慣の形成を図る
 - ⑤ 特別な支援
 - ・ 一人一人の幼児にしっかりと目を向け、適切な指導や支援を行い、幼児がもっている力を高める
 - ⑥ 幼・保・小・中の連携
 - ・ 各校種の役割を果たし、次の校種への円滑な接続が促されるように、互いの教育の内容と方法について理解を深める

「学習指導要領改訂に伴う幼稚園、小学校、中学校における教育課程の望ましい編成と実施について」(答申)より 平成 21 年 3 月 9 日 島根県教育課程審議会

2. 教員研修

(1) 幼稚園教育課程研修 ※必修的研修

- ① 目的
幼稚園教育に関する内容、幼稚園の運営・管理、保育技術に関する専門的な講義、研究協議を行うことにより幼稚園教育の振興・充実を図る。
 - ② 実施内容
 - ・ 幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸課題についての専門的な講義や研究協議等
 - ・ 幼稚園を取り巻く諸課題についての専門的な講義や研究協議等
- 【協議主題】
- 1) きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようにするための環境の構成や教師のかかわりについて
 - 2) 自ら考えようとする気持が育つようにするための環境の構成や教師のかかわりについて
 - 3) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わうようにするための環境の構成や教師のかかわりについて

- 4) 特別な支援を要する幼児の状態等に応じた計画的、組織的な指導の在り方について
- 5) 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動（いわゆる預かり保育）について
- 6) 幼稚園における学校評価について

③ 対象者

- ・国立幼稚園 市町村立幼稚園 認定子ども園 県立ろう学校幼稚部の教職員

④ 実施体制

- ・主催：島根県教育委員会
- ・主管：義務教育課 島根県幼稚園教育研究会

(2) 幼保小連携講座

① 目的

幼小連携のあり方について理解を深め、幼少連携を推進するリーダーとしての実践的な指導力の向上を図る。

② 実施内容

- ・幼保小連携の意義をテーマとした学識者による講義
- ・幼保小連携の実際とカリキュラムづくり

③ 対象者

- ・保育所保育士 幼稚園教職員 小学校教諭

④ 実施体制

- ・主催 島根県教育委員会
- ・主管 義務教育課 島根県教育センター

⑤ 内容の工夫

講義・演習では、保幼小に共通した急務の課題を取り上げ、現場で即活用できるスキル研修等も含めた内容とする。

(3) 新規採用幼稚園教諭研修（法定研修）

① 目的

教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、現職研修の一環として、1 年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。

② 実施内容

- ・園内又は園外における研修（1 日 5 時間・年間 8 日間）
- ・園外又は校外における研修（年間 8 日間）

③ 対象者

- ・当該年度に採用された公立の幼稚園及び特別支援幼稚部の教諭
（附属幼稚園、私立幼稚園の教諭等は、希望により園外研修受講可）

④ 実施体制

- ・園内又は園外における研修・・・研修指導員（県委嘱）を中心とする指導・助言による研修
- ・園外又は校外における研修・・・教育センター研修

(4) 教職経験 11 年目研修（法定研修）

① 目的

個々の能力や適性に応じた幼稚園教諭としての専門性及び指導力の向上。
園務の推進における企画・運営力等の中堅教員としての資質の向上。

② 実施内容

- ・園内における研修（年間 7 日間 ……保育等研修 5 日 能力や適性に
応じた研修 2 日）
- ・園外における研修（年間 7 日間 ……センター研修 3 日 異校種体験 2 日 必
修研修 2 日）

③ 対象者

- ・教職経験 11 年目の幼稚園教諭

④ 実施体制

- ・園内における研修 ……園長、教頭、主任による指導助言
- ・園外における研修 ……義務教育課 教育センター

〈島根県教育課程審議会答申〉

II 幼稚園における教育課程の編成と実施について

1 幼稚園教育で大切にしたいこと

幼稚園教育は、健やかな成長のために適当な環境を与え、その心身の発達を助長することが目的である。このため、幼稚園教育においては、幼児自身が、幼稚園での生活の中で、周囲の環境に自発的・能動的にかかわりながら、体験を通して生活に必要な能力や態度を獲得し、豊かな感性や「生きる力」の基礎をはぐくみ、健やかな成長が促されるよう、教育活動の在り方を工夫する必要がある。その際には、幼稚園が設置されている地域の実態、幼児の心身の発達の段階や特性等十分考慮し、創意工夫を生かした教育活動を展開することが大切になる。また、幼稚園教育は遊びを通しての指導を中心とすることが基本である。このことから、幼稚園生活の中での遊びを通して、幼児一人一人に豊かな感性をはぐくむことを基盤として、確かな学び（知）・豊かな心（徳）・健やかな体（体）の調和のとれた発達を促すことが重要である。このような教育の実践に当たっては、幼稚園、家庭、地域社会が一体となり、ねらいに沿った活動となるよう十分に配慮することが大切である。

また、「知育、徳育、体育、感性」をはぐくむために、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動を基本として、以下の3点を重視していく必要がある。

①幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活を展開すること。

- ※ふさわしい生活とは
 - ・教師との信頼関係に支えられた生活
 - ・興味・関心に基づいた直接的な体験が得られる生活
 - ・友達と十分にかかわって展開する生活

②遊びを通しての指導を中心として、ねらいが総合的に達成されるようにすること。

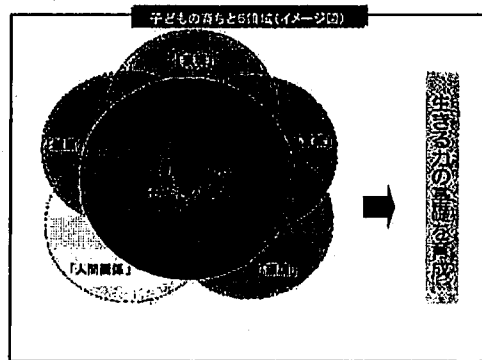
③幼児一人一人の実態に応じ、発達の課題に即した指導を行うこと。

幼稚園における教育活動は、「生きる力」の基礎となる心情、意欲、態度などを育てることがねらいである。また、活動の内容はねらいを達成するために指導する事項である。そして、これらは幼児の発達を考慮しながら、5つの領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）としてまとめられている。

各領域のねらいは、幼稚園における生活の全体の中で、幼児が様々な体験を積み重ねることにより相互に関連しながら達成に向かうものである。指導に当たっては、幼児が、様々な環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導することが必要である。

本県には、豊かな自然や地域に伝わる伝統文化、地域の特色を生かした産業、教育に理解があり幼稚園や学校への支援を惜しまない地域の人々等、恵まれた教育環境がある。こうした環境は、幼稚園と地域社会が一体となった教育を行うのに望ましい環境である。したがって、幼稚園においては、地域の人々と協同して行う体験活動を教育課程に位置付けるなど、地域の教育力を生かした教育課程を編成し実施することが重要である。

以上を踏まえ、幼稚園における教育課程実施上の配慮事項について述べる。



〈文部科学省 説明会資料より〉

2 教育課程実施上の配慮事項について

(1) 人とかかわる力の育成について

人とかかわる力の基礎は、周囲の人々に温かく見守られているという安定感や、人に対する信頼感に支えられた環境の中で、はぐくまれるものである。しかし、近年、少子化、核家族化が進む中で、過保護や過干渉などにより、幼児の自立・自律の心や、態度の芽生えが妨げられているなどの指摘もある。幼稚園生活においては、教員と幼児との信頼関係を築くことを基盤として、幼児が様々なことをできる限り自分の力でいき、充実感や満足感を味わえるようにすることが重要である。

そのために、次のことに配慮する。

- 幼児が教員や友達に認められていると実感できるように援助し、集団生活の中で自信をもって行動できるようにする。

教員は、幼児の行動に温かく期待をもって見守る姿勢で援助する。指導に当たっては、幼児の心の動きに応答し、幼児らしい考え方や思いを大切に、幼児と共に考えるようにする。これらを通して、教員と幼児、幼児同士の心のつながりのある温かい集団を形成する。

- 幼児が自分の思いや気持ちをしぐさ、表情、言葉、行動などで伝える経験を積み重ねられるよう配慮し、人とつながる喜びを感じられるようにする。

幼児の自己発揮と自己抑制の調和のとれた発達のためには、自己主張のぶつかり合う場面が重要な意味をもつ。教員は、このことに留意しながら、いざこざなどに対しては、状況や幼児の様子を捉え、納得して気持ちの立て直しができるように援助する。その際、自分の気持ちがうまく伝えられない幼児がいる場合には、教員が仲介役となり互いの言葉を補い、幼児相互の思いが伝わるようにする。

- 他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや、共通の目的が実現する喜びが感じられるよう取組の過程を重視し、幼児が互いにかかわりを深め、協同して遊ぶことができるようにする。

その際、集団の中のコミュニケーションを通じて共通の目的が生まれてくる過程、試行錯誤を繰り返しながらも一緒に目的の実現に向かう過程、いざこざなどの葛藤体験を乗り越えていく過程などを大切に受け止める。なお、互いのかかわりを深めたり、協同して遊んだ喜びを伝え合ったりするなど、集団の中でのコミュニケーションを深める場を設定する工夫も必要である。

- 地域の人々と触れ合える活動を工夫し、人とかかわることの楽しさを味わうことができるようにする。

例えば、地域の高齢者を招き、運動会や発表会を一緒に楽しんだり、昔の遊びを教えてもらったり昔話や豊かな体験に基づく話を聞いたりする場を設定する。その際、幼児はもとより、地域の人々にとっても有意義な活動となるよう工夫する。

(2) 規範意識の芽生えを養うことについて

人と人が尊重し合い、協調して社会生活を営むためには、守るべき社会のきまりがある。幼児は、日々繰り返される生活や人とのかかわりを通して、徐々に規範意識が形成され、きまりを守ることができるようになる。特に、幼児期は、教員や友達との集団生活の中で、よい行動やしてはいけない行動があることに気付かせ、体験を重ねながら規範意識の芽生えを培うことが重要である。

そのために、次のことに配慮する。

- 幼児の気持ちを受け入れ、信頼関係を築くことにより、幼児が教員からの働きかけを受け入れられるようにする。

その際、教員は、状況に応じて、幼児の行動のよさをほめたり、適切な働きかけをしたりしながら、他者の気持ちに気付き、相手を尊重する気持ちをもてるよう援助する。

- 様々な遊びや生活の体験・協同する体験を通して、幼児自らがきまりの必要性に気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようにする。

互いに思いを主張し合う中では、自分の思いが受け入れられないこともある。その場合には、相手と折り合いを付けながら遊ぶ体験を重ね、自分の気持ちを調整する力が育つようにすることが大切である。また、友達と一緒に遊ぶ中で自分たちの約束やルールを作り、それを守ると楽しく遊べることに気付くことができるよう援助する。その際、教員は教え込むのではなく、幼児が自分なりに気付き、考えるようにしたり、場を捉えて言葉をかけたりする。

(3) 体験を通して思考力の芽生えを養うことについて

幼児は、遊びの中で周囲の環境とかわることにより、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもつ。また、物の性質や仕組みに気付き、自分なりに考えられるようになる。本県は、緑豊かな山々、清らかな海や川、豊かな田畑などの自然に恵まれ、伝統的な行事も多く残っている。このようなすばらしい環境を生かし、自ら考えようとする気持ちが育つようにする必要がある。

そのために、次のことに配慮する。

- 地域の豊かな自然や文化・行事などに触れ合える多様な体験の場を作り、様々な事象に興味や関心をもてるようにする。

園内の自然環境を整備し、計画的・意図的に地域の自然や行事などに触れる活動を指導計画に位置付け、ねらいに沿った適切な活動を積極的に取り入れる。また、四季折々の変化に気付くことができるよう、園外の活動を計画的に設定する。

- 体験の質を高め、一つの体験がその後の体験につながるように工夫し、子どもたちが自ら次の活動を生み出せるようにする。

そのために、驚いたり、不思議に思ったり、うれしくなったり、悲しくなったりなど様々な心情が湧いてくるような心動かされる活動となるように工夫する。

例えば、落ち葉や木の実を拾って遊んだ園庭が、翌年の春には新緑に彩られることに気づいたり、秋にはまた落ち葉や木の実を使ってさらに発展した遊びをする場になったりするなど、体験と体験が関連し合い深まるように年間を見通した計画を立てる。その際、幼児一人一人が体験から何を学んだのかを把握し、さらに、興味・関心に応じて、体験を深めたり、発展させたりできるような環境を構成する。

- 身近な物や遊具などにかかわり、考えたり、試したり、工夫したりして遊ぶ過程を大切に、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

そのために、一人一人の興味・関心に応じて、多様な遊具や用具の準備をしたり、よりふさわしい場を設定したりする。その際、じっくりとかかわり、性質や仕組み、楽しさや不思議さなどに気付くように十分な時間を保障する。また、単なる知識の獲得を目的とするのではなく、幼児が日常的に、数えたり、測ったり、文字を使ったりすることの便利さや必要性に気付き、関心をもってかわることができるよう援助する。

- 幼児同士が互いの考えを出し合う場を工夫し、他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを感じられるようにする。

そのために、幼児一人一人の環境とのかかわり方や興味・関心、発想の仕方、考え方などを大切に受け止める。また、互いの考えを伝え合う活動や幼児の作品の提示などを工夫することで、友達の考えに刺激を受け、さらに新しい考えを生み出せるようにする。

(4) 豊かな感性や表現する力を養うことについて

豊かな感性を養うためには、幼児の興味や関心を引き出す魅力ある環境の中で、十分に対象とかかわることができるよう工夫することが必要である。また、幼児が気づき感じたことを、表情や身体の動きなどで表現する姿を温かく見守り、共感し、心ゆくまで対象とかかわることを楽しめるようにすることが重要である

幼児は、気持ちを自分なりの言葉で表現した時、相手がうなずき、言葉で応答してもらおうと楽しくなり、もっと話そうとするようになる。そのために、言葉で伝えたいような経験を重ね、言葉で表現する意欲や相手の言葉を聞こうとする態度を育てるようにする。

そのために、次のことに配慮する。

- 幼児の表現しようとする意欲を受け止め、共感することにより、幼児が生活の中で様々な表現を楽しむことができるようにする。

自分の声、表情、身体の動き、音や色、形などによる素朴な表現を幼児らしい表現として受け止めるようにする。そのために、教員自身が豊かな感性をもち、できる限り幼児の思いに寄り添い、幼児の表現やイメージを引き出すよう援助する。また、幼児の発達の段階や興味・関心に応じて、材質や形態、使いやすさなどを考慮し、遊具や用具を準備するなど、自分の気持ちを適切に表現する方法を見付けられるような環境を構成する。

- 集中して話を聞く機会を設定し、聞くことの楽しさや、友達と一緒に聞くことで生まれる一体感を感じるようにする。

例えば、活動の前後の時間や、絵本や物語などの読み聞かせなどで話を聞く場面を意図的に設定する。友達や教員と一緒に見たり、聞いたりすることを通して、同じ世界を共有する楽しさや心通わせる一体感を味わえるようにする。また、落ち着いた雰囲気の中で、幼児同士が思いを伝え合えるように適切に援助する。

- 絵本や物語の読み聞かせなどを通して、豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにする。

幼児は、絵本や物語の中の人物や生き物などに会うことで、自分の知らない世界を想像してイメージを広げ、わくわく、ドキドキして驚いたり、感動したりする。読み聞かせをする際には、題材や幼児の発達の段階などに配慮して絵本を選択し、幼児の多様な興味や関心に応じることができるようにする。また、絵本を幼児の目に触れやすくするために、絵本コーナーを作るなどの工夫をする。

(5) 健やかな心と体の育成について

健康で安全な生活を営む基盤は、幼児期に愛情に支えられた安全な環境の下で、心と体を十分に働かせて生活することによって培われていく。幼児によっては、情緒が不安定であったり、基本的な生活習慣や好ましい食習慣が身に付いていなかったりする傾向があることから、幼稚園教育全体を通して、身体諸機能の調和的な発達を促すとともに、生活に必要な習慣や態度を身に付けさせることが重要である。

そのために、次のことに配慮する。

- 栽培活動などを通して地域の食材を進んで食べようとする気持ちをはぐくみ、食への興味や関心が高まるようにする。

例えば、自分たちで育てた野菜を収穫して食べる活動や地域の特産物を教材に取り入れるようにしたり、季節の行事にふさわしい食事を通してみんなで楽しく食べる場を設けたりする。また、机を食卓らしくするなど和やかな雰囲気づくりをする。なお、特に食物アレルギーがある子どもに対しては、家庭との連携を図り、必要な情報を得ておくなど十分な配慮をする。

- 幼児の興味・関心の広がりや発達を考慮した活動の場を構成することで、体を動かすことへの気持ちよさを味わい、進んで体を動かして遊ぼうとする意欲が育つようにする。

そのために、園庭や遊具の配置などを工夫したり、室内と戸外がつながるような活動の場を構成したりする。また、子どもの興味・関心や発達の段階に応じて、集団遊びや運動遊び、走る・跳ぶ・投げるなどの幼児期に必要な活動をバランスよく取り入れる。

- 家庭での生活経験を配慮し、家庭との情報交換や共通理解を図り、集団生活において必要な生活習慣が身に付くようにする。

食事をする前には手を洗ったり、汗をかいたときには服を着替えたりするなど基本的な生活習慣の形成に当たって、日常の幼稚園生活の中で、幼児自身が、必要性に気付き、自分でしようとする気持ちがもてるように援助する。そのために、教員は幼児が自分でやろうとする行動を温かく見守り、励ましたり、手を添えたりしながら、自分でやり遂げたという満足感を味わえるようにする。また、幼稚園で身に付いたことが、家庭でも継続してできるように保護者への情報提供を積極的に行うようにする。

(6) 幼稚園と小学校の円滑な接続を図ることについて

幼稚園と小学校では、子どもの生活や教育方法が異なり、生活の大きな変化に児童がうまく適応できないこともある。少子化や過疎化が進む本県では、多くの友達や異年齢の友達と触れ合う機会が少なくなっている。このような状況を踏まえ、幼稚園と小学校が、相互の教育の内容と方法について理解し合い、円滑な接続が促されるよう、組織的・計画的に連携を図るようにする。

そのために、次のことに配慮する。

- 幼・保、小、中学校で教育の目標や教育活動の内容を話し合っ決めていくなど、一貫性のある指導に努める。幼稚園教育においては、小学校における学習を踏まえた教育ができるようにする。

例えば、校区の幼稚園・保育所から中学校までを見通した「めざす子ども像」を作成し、共通理解の上で見通しをもって継続的に指導する。このことを家庭や地域にも情報発信し、地域と一体となった取組や指導ができるようにPTA総会や保育公開、園だより等を通して啓発活動を行う。

その際、幼稚園では、小学校の学習や生活を十分理解し、幼児期の発達に応じた適切な経験や学びにつながる教育活動の充実を努める。また、お互いの教育活動についての意見交換や事例研究などの合同研修会を積極的に行う。そのために、各幼稚園・保育所に連携推進担当者を置き、組織的に交流

が推進されるようにする。

- 双方向の学びが生まれるような幼児・児童・生徒同士の交流や合同の活動を取り入れ、幼児が小学校生活以降への期待感や安心感がもてるようにする。

その際、単に一緒に活動することにとどまらず、幼児にとっても児童生徒にとっても意義のある経験や学びのある活動となるように工夫する。そのため、相互のねらいや方法などを踏まえ、継続的・計画的に取り組む。例えば、教員同士が事前に協議して指導計画を立てたり、活動を重ねていく中で、必要だと考えられる教育活動を年間計画に位置付けたりすることなどが考えられる。

- 発達の段階に応じて、協同して遊ぶ経験を重ね、幼児が工夫したり、協力したりしながら解決していこうとする姿勢や意欲が育つようにする。

小学校への入学を見通して、意図的に、友達と一緒に教員の話の聞いたり、行動したり、きまりを守ったりすることができるように指導する。また、ものづくりや栽培活動など、協同して遊ぶ経験を重ねるようにする。

(7) 特別な支援の必要な幼児の指導の充実について

幼稚園における特別支援教育は、一人一人の幼児に、しっかりと目を向け、生活上などの困難を改善あるいは克服し、幼児がもっている力を高めるための適切な指導や支援を行うことが重要である。指導に当たっては、担任が一人で抱えこまず、園全体で適切な対応について考えを出し合い、指導の方向性を共有しながら取り組むことが不可欠である。

また、特別支援教育の推進は、障害のある幼児にとどまらず、すべての子どもたちが共に育つことにつながる重要な教育であることを十分に踏まえる必要がある。

そのために、次のことに配慮する。

- 園内体制を確立し、教職員全体による協力体制を作り、組織的、計画的に幼児や担任を支えることができるようにする。

そのために、園内に特別支援教育コーディネーターを置き、定期的にはまたは必要に応じて園内委員会等を開き、多面的に情報収集をし、的確な課題設定や指導内容、具体的対応、体制づくり等の検討を行う。

また、「個別の指導計画」を作成・活用・評価し、教職員の共通理解の下に、幼児一人一人に対してきめ細かな指導を行う。幼児の実態を把握する際には、どこが問題かという観点ではなく、どんなことに困っているのか、どんな支援を求めているのかという観点で実態を捉える。

- 保護者の思いに寄り添いながら信頼関係を築き、適切な支援を行うことにより、保護者に安心感がもてるようにする。

特別な支援の必要な幼児の保護者は、子どもの行動に対して戸惑いや育てることに困難を感じたり、個性なのか障害なのかについて不安感をもったりすることが多い。教員は、こうした保護者の揺れる気持ちや置かれている状況をしっかりと受け止め、思いに寄り添い、共に考えていこうとする姿勢をもって接する。その上で、園での様子や支援の方法、内容などを伝えながら、家庭でのかかわり方に生かせるよう支援する。

- 関係諸機関と連携を図り、「個別の教育支援計画」を作成・活用・評価し、一人一人の幼児に応じた適切な指導や長期的な視点に立つての支援ができるようにする。

その際、専門家の助言を幼稚園での指導に生かすとともに、幼稚園生活だけでなく、家庭生活や地域での生活も含めた長期的な視点に立った、幼児期から学校卒業後まで一貫した支援が行われるようにする。特に、特別な支援を必要とする幼児の就学に際しては、学校生活に無理なく適応できるよう、就学先をはじめとした関係諸機関との連携を図る。

- 幼児同士の交流の在り方などに配慮し、お互いの理解が深まり、互いのよさを認め合い一緒に楽しく活動できるようにする。

教員が、特別な支援を必要とする幼児に対して肯定的、受容的にかかわり、そのことが、周りの幼児にとって、見方や接し方のモデルとなるようにする。また、特別支援学校等との交流活動を行う際には、お互いの職員が情報や意見を十分に交換し合ったり、互いの施設を見学し合ったりするなど、幼児同士がかかわりながら共に楽しめる活動になるように継続的、計画的、組織的に取り組む。

(8) 家庭や地域社会との連携の推進について

家庭や地域での生活経験が幼稚園において、教員や友達との生活を通してさらに豊かなものとなり、幼稚園生活で培われた力が家庭や地域社会での生活に生かされるという循環の中で幼児は成長し発達する。このため、幼稚園・家庭・地域社会がそれぞれの役割について明確にし、三位一体となった連携を進め、子どもを育てることが重要である。

そのために、次のことに配慮する。

- 様々な機会を通して適切な支援をすることにより、幼稚園生活や幼児とのかかわり方について、保護者の理解が深まるようにする。

そのために、連絡帳や登降園時の会話により情報交換を行う。また、保育参加などを通して保護者が幼稚園生活を体験し、子どもと感動を共有できるよう工夫をする。

- 各幼稚園の教育方針や特色ある教育活動、幼児の状況などについて具体的に家庭や地域の人々に説明したり、情報を提供したりすることを通して、理解や協力を得られるようにする。

例えば、行事や保育公開、園だよりやホームページ、有線放送などを積極的に活用し、情報の提供を行うとともに、保護者から家庭の様子や願い、悩み等を聞く機会を設けるなど、双方向的な連携ができるようにする。また、保護者や学校評議員、地域住民、学校運営協議会等による学校関係者評価により、家庭や地域の人々の幼稚園運営などに対する意見を的確に把握し、自園の教育活動に生かす取組を推進する。

- 地域の人材・資源を活用し、それぞれのよさを生かしながら豊かな生活体験ができるようにする。

そのために、地域の自然と触れ合ったり、異年齢の子どもたちと遊んだり、高齢者をはじめ幅広い世代の人々と交流したりするなどの体験ができる機会を積極的に設けたり、地域の祭や行事に参加したりするなど、自分たちが住む地域に愛着がもてるようにする。

また、毎月第3日曜日の「しまね家庭の日」を生かし、親子で参加できる体験的な行事等を積極的に紹介する。

- ノーテレビ・ノーゲームデーや読書の推進等，家庭や地域と連携した取組を行い，望ましい生活習慣が身に付けられるようにする。

例えば，家庭と連携し，幼児の生活実態を把握するとともに，早寝・早起き，必ず朝食を摂ること，バランスのとれた食事を工夫すること，適度な運動，十分な睡眠などの望ましい生活習慣を身に付けさせる。そのために，これらに関するシンポジウムやPTA講演会を開催するなど，家庭や地域への啓発活動を計画的・継続的に行う。

- 「子ども110番の家・みせ」や地域ボランティアによる「見守り隊」などの防犯・安全組織の構築を進め，幼児が安心して生活できる安全な環境を作るようにする。

(9) 「あずかり保育」の充実について

地域の実態や保護者の要請により，希望する者を対象にして実施する「あずかり保育」については，幼児の心身の負担が少なく，無理なく過ごせるように1日の流れや環境を工夫すること，家庭生活との連続性を図りながら，一人一人の実情に合った居場所づくりを行うことを重視する。

そのために，次のようなことに配慮する。

- 教育課程に基づく活動を担当する教員と「あずかり保育」を担当する教員が緊密な連携を図り，適切な指導体制を整え，幼児期にふさわしい生活になるようにする。

幼児の1日の生活の流れを大切にし，幼稚園での幼児の生活を捉え，その状態に応じた「あずかり保育」の活動を展開する必要がある。また，それぞれを担当する教員が互いの教育活動を等しく担っているという共通理解をもち，幼稚園全体の教員間の協力体制を確立する。

- 家庭や地域における幼児の生活を考慮して，「あずかり保育」の計画を立てるようにする。

そのために，地域の人をボランティアとして受け入れることや，異年齢の友達との遊びの交流も積極的に取り入れる。

- 幼児の家庭での過ごし方や幼稚園での幼児の状態などについて，保護者と情報交換をしながら緊密な連携を図り，幼児の家庭生活が充実していくようにする。

その際，「あずかり保育」の教育活動の趣旨や家庭における教育の重要性を理解してもらい，保護者が幼稚園と共に幼児を育てるという意識を高める。

(10) 子育て支援センター（幼児期の教育センター）としての機能の充実について

幼児の健やかな成長のためには、保護者が安定した気持ちで子育てに向かい、家庭や地域における幼児の生活全体が豊かなものであることが重要である。本県においても、かつてのような三世同居や兄弟姉妹が少なくなったこと、地域で子育てを支える関係が薄らいでいることなどにより、子育てに悩んだり、孤立感を募らせたりする保護者が多い。

このようなことから、幼稚園は、地域における幼児期の教育センターとしての役割が期待されており、施設を開放したり、家庭や地域社会との連携を深めたりして、積極的に子育てを支援していく必要がある。

そのために、次のことに配慮する。

- 保護者の子育てに対する不安や悩みを解消するための相談などを行い、喜びや生きがいを感じながら、子育てができるようにする。

例えば、以下のような取組が考えられる。

- ・ 教員が気軽に話しかけ、子育て相談を行う。
- ・ 保護者の思いを十分に受け止めながら、保護者自身が子育てを振り返るきっかけや子育てについて学ぶ場を設ける。
- ・ 保護者同士が親しくなるような交流の場や子育てサークルの機会を企画する。
- ・ 高齢者との交流や、豊かな自然などの地域の教育力を生かした活動を工夫する。

- 公民館、小学校や保育所、地域の関係諸機関との連携を図り、地域の幼児期の教育センターとしての役割を果せるようにする。

その際、以下の点について考慮する。

- ・ カウンセラーや民生児童委員、子育ての経験者などの人材を活用する。
- ・ 保護者の養育が不適切な場合や家庭での育ちの状況が気になる子どもがいた場合は、子どもの最善の利益を重視しつつ、市町村などの関係機関と連携し、適切な支援を行う。特に保護者などによる児童虐待のケースについては、児童相談所などの関係機関と緊密に連携し対処していく。